

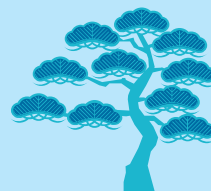
きいてみよう！

伝えてみよう！

参加してみよう！

④ ～情報ガイドブック～ ④

あなたとまちを つなぐ本



芦屋町

こんなとき、ご活用ください。

この冊子は、芦屋町がどのように情報を提供し、どのように住民のみなさんから意見を収集しているのかを整理した「情報の手引き」の役割を担っています。ぜひご活用ください。



町のことを知りたい！



意見を言ってみよう！伝えてみよう！



町の活動に参加してみよう！



職員と一緒に活動しよう！



広報あしや	P5
ホームページ	P6
行政情報コーナー	P6
自治区の回覧	P7
出前講座	P7
町のいろんな会議内容の公表	P8
町長への手紙	P8
ホームページのご意見・ご提案	P9

パブリックコメント	P9
アンケート調査の実施	P10
ワークショップ	P10
説明会	P11
出前町長室	P11

自治区加入	P12
ボランティア活動センター	P12
いろんな委員の選び方	P13



自治区担当職員制度	P13
------------------	-----

はじめに

少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化、個人の価値観やライフスタイルの変化などにより、住民ニーズは多様化・高度化しており、新たな課題も次々に出現しています。また、限られた財源や人材のもと、一律的な行政サービスを提供するだけでは的確な対応が困難になることから、社会のあり方そのものの変革が必要とされています。

このような課題解決のために、近年各地で多くのボランティア団体が活躍し、行政が担い手とされてきた領域においても、住民の皆さんと行政の協働による新たな公共的サービスが提供されてきています。このことは、住民の皆さんと行政が協働することにより、地域でのきめ細やかな公共的サービスの実現など、住民満足度を向上させることが可能となります。

芦屋町では、第6次総合振興計画における町の将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」とし、7つの基本目標のひとつに、「住民とともに進めるまちづくり」を掲げています。

また、平成20年4月には、「芦屋町住民参画まちづくり条例」をスタートし、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民が、まちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるもの」とし、町と住民の皆さんが協力してまちづくりを推進しようとするときに必要な、町の責務や住民の皆さんが参画するための方法など基本的な事項を定めています。

このガイドブックは、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づく、協働のまちづくりを進めるために必要としている『情報共有』の具体的な手法をまとめたものです。

芦屋町では、この『情報共有』をもとに、住民参画のための仕組みづくりに取り組んでいきます。



出前町長室の様子

1 情報共有の必要性

このガイドブックのもととなる「芦屋町住民参画まちづくり条例」では次のように用語の意義を定めています。

参画

まちづくりに対して住民が単に参加するものではなく、計画段階等から取り組む活動のことをいいます。

協働

町と住民がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力して取り組むことをいいます。

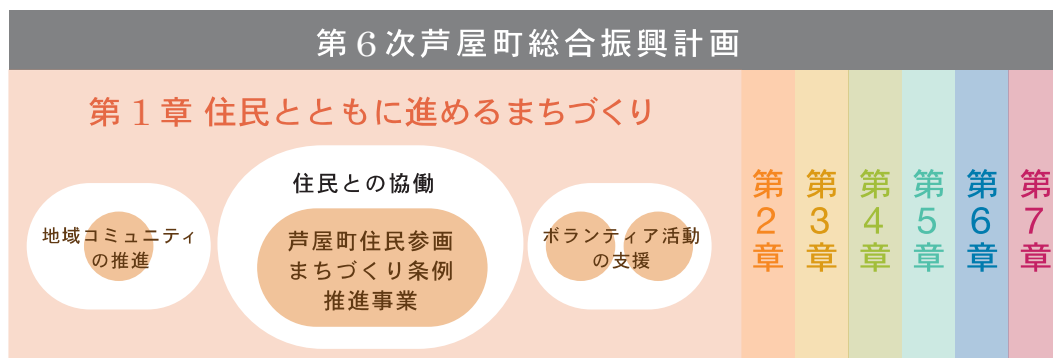
地方分権の時代において、豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを実現するためには、町と住民の皆さんがまちづくりに関する情報を共有し、一人ひとりの持つ知識や知恵、感性などが十分に活かされることが重要となります。

町で定期的実施している「コミュニティ活動状況調査」の住民アンケート結果からも、町の計画や取り組みに対し、何らかの関心を持っている住民の方は多く、「意見をもっと反映するためには町の計画づくりの際に、意見を聞く機会を増やす」ことが必要と考えている方が多数いることがわかります。

このため、芦屋町では、町の最上位計画であり、まちづくりの指針となる第6次総合振興計画において、最初の基本目標を「住民とともに進めるまちづくり」とし、主要な施策に「行政と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報共有を積極的に行うこと」を掲げています。

さらに、協働のまちづくりを進めるため、平成20年4月にスタートした「芦屋町住民参画まちづくり条例」においても、その基本理念に「町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進める」と定めています。

このように、住民の皆さんに、まちづくりに対する関心を深めてもらうため、これまでよりもわかりやすく、まちづくりの方向性やその実現に向けた具体的な取り組みなど、必要な情報を必要な方が受け取ることができるよう、町が持つ情報を積極的に提供するとともに、住民の皆さんから幅広い意見を発信していただくことで、お互いの情報を共有し、信頼関係を構築していくことが求められています。



2 情報共有の考え方

(1) 情報の共有とは

まちづくりを進めていくうえでの情報の共有とは、町と住民の皆さんが、お互いが持つ正確な情報を双方で同じように理解していくことにあります。つまり、「双方向の情報提供」＝お互いの持つ情報を伝えていくことです。一方通行の情報提供では、単なる伝達に過ぎません。つまり「知らせるだけ」、「知るだけ」では情報の共有とはいえません。

町は住民の皆さんに正確な情報が伝わっているかを考える必要があり、住民の皆さんは「自分の意見をどのように町に届けていくか」を考える必要があります。

情報は相手に伝わらなければ、提供したとはいえません。町も住民の皆さんも、情報は相手に伝わるよう努力する必要があるとともに、情報を正確に捉え理解する努力をすることも必要です。

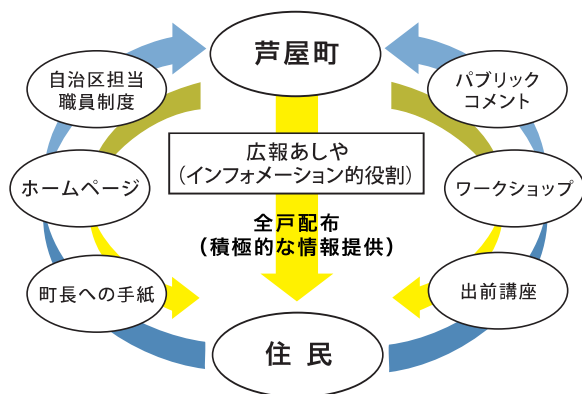
(2) 芦屋町における情報共有の考え方

芦屋町においては、住民の皆さんとの情報共有を図るため、住民の皆さんにとって、もっとも身近な手段となる「広報あしや」を基本とし、様々な情報提供の方法を活用しています。

しかし、時代の多様化と社会ニーズの高度化（情報・通信技術の発達）は、これまでの「広報あしや」中心の情報共有の取り組みのみでは十分とは言えない状況となりました。これからは、だれもが必要な時に、必要な情報を受け取ることができ、さらには相手へ発信できる仕組みづくりが求められています。

このため、芦屋町では、「広報あしや」を基本とし、現時点で取り組むことができる、行政と住民の皆さんとの情報共有の具体的な取り組み方を、次ページ以降にまとめました。

まずは、協働のまちづくりにとって基本となる「情報共有」について、できることから取り組みを始め、「芦屋町住民参画まちづくり条例」の理念に基づいた協働のまちづくりのための仕組みづくりに取り組んでいきます。





コラム Column

住民参画まちづくり条例

平成 20 年 4 月 1 日に施行された「芦屋町住民参画まちづくり条例」では、「まちづくりは、自治を推進するため、町と住民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めるもの」としています。

そして、町と住民が協力してまちづくりを推進しようとするときに、町の責務や住民が参画するための方法などについて基本的な事項を定めています。



町は何をするの？(第 4 条)

- ・ 住民に対して住民参画の機会を提供します。
- ・ 住民に対して説明責任を負います。
- ・ 幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的にその情報を提供します。

? & A

町長は何をするの？(第 5 条)

- ・ 住民がまちづくりに参画する権利を保障します。
- ・ まちづくりへの高い意欲と能力を持った職員を育成します。

職員は何をするの？(第 6 条)

- ・ まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務に専念します。
- ・ 積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情等があった場合は、迅速かつ的確に対応します。

住民にはどんな権利と義務があるの？(第 7 条)

- ・ 住民は、まちづくりに関する情報を知る権利と、まちづくりに参画する権利を有するものとします。
- ・ 住民は、まちづくりに関心を持ち、自ら参画するよう努めるとともに、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- ・ 住民は、地域活動に積極的に参画することが、住民自治を守り、育てるものであることを十分に認識し、その拡充に努めるものとします。

情報提供・収集の具体的方法

情報共有を図るためには、「双方向の情報提供」が必要となります。このため、町は町の取り組みなどの情報を積極的にお知らせしていきます。

住民の皆さんも実践できるところから取り組みを広げていきましょう。

(1) 広報あしや

広報は、町の情報を提供するもっとも身近な情報源です。毎月25日に発行し、町内のすべての世帯に配布をしています。

町の取り組みや重要な計画、行事や各種団体からのお知らせなど、いろいろな情報を掲載しています。

しかし、限られた紙面の中で、すべての情報や詳細な情報まで盛り込むことができないことが課題となっています。

町・職員

広報がもっとも身近な情報収集の手段であることを常に意識し、必要な情報を、積極的かつわかりやすく掲載します。

また、大切な情報に目が止まるような工夫をはじめ、詳しい情報はホームページなど、ほかの情報収集の方法へ案内できるような工夫に努めています。

住民

まずは、興味のあるところから読んでみよう。
大切そうな情報は、興味がなくても目を通したり、ホームページなどほかの方法で情報収集にも努めてみよう。
広報を読むことは、町のことを知る大きなチャンスなんだね。



© 戸塚町
アッシー

問い合わせ先 ▶ 企画政策課シティプロモーション係 電話：223-3571（直通）



ホームページ

芦屋町ホームページ
URL
<http://www.town.ashiya.lg.jp/>

SNS

ソーシャルネット
ワーキングサービス。
人と人とのつながり
をサポートする
コミュニティ型の
Web サイトのことを
いう。

(2) ホームページ

町の取り組みや重要な計画、生活に関係する情報や手続き、行事のお知らせ、子育てサポート、まちの施設や観光情報、歴史文化の情報などたくさんの情報が掲載されています。

また、広報では紙面が限られ、発行までに時間がかかってしまいますが、ホームページには豊富な情報が掲載できるうえ、スピーディーな掲載ができるため、とても有効な方法といえます。

町・職員

豊富な情報を積極的に掲載していきます。
スピーディーな掲載に努めます。

誰でも見やすく、わかりやすく、やさしいホームページづくりに努めます。
SNSを利用した情報発信の拡大に努めます。

**住民**

定期的にホームページにアクセスしてみよう。
図書館にあるパソコンを利用しよう。だれでも利用できるよ。
興味のあるページから見てみよう。
スマホやタブレットからでも見ることができるよ。
ホームページから町に自分の意見を届けることができるよ。気になることがあれば、意見を届けよう。
SNSで正しい情報を広めよう。

問い合わせ先

企画政策課シティプロモーション係 電話：223-3571(直通)

(3) 行政情報コーナー

図書館の2階に情報コーナーを設置しています。ここでは、町が作ったいろんな計画書や、これまでに発行された広報や議会だより、予算や町議会の議案など、町に関係する資料を見ることができます。

町・職員

常に最新の情報がみれるように努めます。
資料がわかりやすいように、一覧表を作ります。
ホームページに、掲載している最新の一覧表を掲載します。

**住民**

まずは図書館に行ってみよう。
普段見ることがないような資料もあるみたいだね。どんな資料があるか見てみよう。
広報や議会だよりは第1号から置いてあるよ。

問い合わせ先

企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)

(4) 自治区の回覧

自治区に加入している世帯へ、お知らせやチラシなどを回覧板としてお届けしています。広報あしやに掲載できない情報や、限られた自治区だけへのお知らせなどもあります。

町・職員

見やすくわかりやすいように工夫していきます。
回覧板がひとつのコミュニティづくりに役立つように、自治区と取り組んでいきます。

住民

自治区に加入すると、広報にのらない情報も入手できるよ。
重要な情報もあるから、必ず目を通そう。
回覧板は急いで回さないといけない気がするよね。必要な情報はメモをしよう。
自治区の行事にも参加しようね。



問い合わせ先 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

(5) 出前講座

職員が講師となって、情報をお届けするものです。町の取り組みやみなさんにお届けしたい内容を講座メニューとして作っています。
メニューにないものもお気軽にご相談ください。

町・職員

たくさん活用してもらえるようにPRに努めます。
ニーズにあったメニューづくりや、内容の充実に努めます。

住民

講座メニューは、町のホームページから見ることができるよ。
役場に行かなくても職員が来てくれるよ。
手続きも簡単だし、暮らしに役立つ情報もたくさんあるよ。
5人以上の仲間で、利用してみよう。



問い合わせ先 企画政策課シティプロモーション係 電話：223-3571(直通)

(6) 町のいろんな会議内容の公表

附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による機関のほか、必要に応じて設置した委員会及び協議会等をいう。

町には、いろんな計画をつくるときや、取り組みに対する意見提案などを、第三者の立場で行う附属機関という組織があります。

こういった会議の内容を知ること、町の情報を得る一つの方法です。

町ではこういった会議の内容をホームページで公表し、透明性のある町政を目指します。

町・職員

全ての会議で議事録（要約版）を作成します。
積極的に内容の公表に努めます。

住民

いろんな会議があるんだね。
どんな話し合いがされたか内容がわかるんだ。興味のあるものから見てみよう。



問い合わせ先 ▶ 企画政策課企画係 電話：223-3570（直通）

(7) 町長への手紙

町に対する意見や提案を直接届けることができます。必ず町長まで内容をよく読んで、手紙を出していただいた方に回答を送っています。

主な内容は、広報に掲載します。

町・職員

広報と一緒に配るなどで、知ってもらえるように努めます。

届けられた意見は貴重なものとしてとらえ、すぐにできるものはすぐに対応します。これからの取り組みを進めるうえで必要なものは、参考にさせていただきます。

住民

専用の用紙は山鹿や芦屋東、中央の各公民館や町民会館、総合体育館にあるよ。そのままポストに投函したら届けられるよ。
役場が開いてなくても意見が届けられるんだね。
要望だけでなく、自分の意見も届けてみよう。



問い合わせ先 ▶ 企画政策課シティプロモーション係 電話：223-3571（直通）

(8) ホームページのご意見・ご提案

ホームページから、町に対する意見や提案を電子メールで届けることができます。必ず町長まで内容をよく読んで、電子メールで回答を送っています。

町・職員

ホームページを見やすく工夫するなど、意見が出しやすいように努めます。

届けられた意見は貴重なものとしてとらえ、すぐにできるものはすぐに対応します。これからの取り組みを進めるうえで必要なものは、参考にさせていただきます。

町への意見や提案もメールだと気軽にできるね。
ルールを守って、意見を出そう。

住民



問い合わせ先 企画政策課シティプロモーション係 電話：223-3571(直通)

(9) パブリックコメント

町のいろんな計画をつくるうえで、住民のみなさんからの意見をお聞きするひとつの方法として行うものです。

出された意見は計画づくりに反映させるとともに、意見に対する町の考え方を公表しています。

町・職員

多くの住民のみなさんから意見がいただけるように、計画の素案はわかりやすいものにする、より多くの方の目に触れるなどの工夫に努めます。

意見が出しやすくなるような方法、意見に対する対応方法についても検討します。

住民

広報やホームページにお知らせがでるよ。
どんな計画があるのか、まずは見てみよう。
自分の意見を出してみよう。まちづくりに参加するチャンス
にもなりそうだよ。



パブリックコメント

町の政策等を立案する過程において、政策等の主旨、内容等を住民に公表して、当該政策等に関する意見等を提出する機会を、提供する手続きのことをいう。

問い合わせ先 企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)

(10) アンケート調査の実施

いろんな計画をつくる時に、アンケート調査を行っています。また、まち全体の取り組みに対する満足度を把握するため、「住民満足度調査（コミュニティ活動状況調査）」を定期的に行っています。

アンケートの結果は、広報やホームページでお知らせしています。

町・職員

アンケートの結果を町の計画や取り組みに、積極的に反映していきます。
ひとりでも多くの方が回答していただけるように、周知や回答しやすいような工夫に努めます。

住民

アンケートに答えることで、自分の意見がまちづくりに反映されるんだね。
アンケートが届いたらちゃんと回答しよう。
自分の意見をしっかり伝えよう。

問い合わせ先 ▶ 企画政策課企画係 電話：223-3570(直通)

(11) ワークショップ

ワークショップは、参加者全員が同じ立場で自由に意見を出し合いながら、共同作業を通じて合意形成をする会議のことをいいます。

それぞれの立場でお互いに意見を出し合うことができるワークショップは、協働のまちづくりを進めるうえで、とても有効な手法のひとつです。

町・職員

町の計画づくりでは、積極的にワークショップを取り入れていきます。
より多くの住民のみなさんが参加しやすいような工夫に努めます。

住民

リラックスした雰囲気、意見が出せそうだね。
広報やホームページに委員募集のお知らせがでるんだね。
一度参加してみよう。
いろんな人とのつながりもできるよ。
人の考えや意見を聞いて、自分の意見もしっかり言おう。

■開催する場合は広報あしや等で各担当課よりお知らせします。

(12) 説明会

計画づくりやいろんな取り組み、工事などの説明会があります。このほか、法律で決められた公聴会などもあります。

職員が出向き住民のみなさんの意見を直接聞く場として、協働のまちづくりを進めるうえでとても大切な取り組みのひとつです。

町・職員

町の計画や取り組みに対して、積極的に開催していきます。
開催時期や場所など住民のみなさんがより参加しやすいように努めます。
また関心をもってもらえるような周知方法の工夫に努めます。

住民

いろんな説明会があるんだね。
直接説明を受けられるし、直接意見を伝えることができるんだね。
広報や回覧板にのるから、誘い合わせて行ってみよう。

■開催する場合は広報あしや等で各担当課よりお知らせします。



(13) 出前町長室

町長が直接自治区へ出向き、自治区の課題やまちの取り組みについて意見交換を行います。
自治区単位でご利用ください。

町・職員

積極的に利用してもらえるように周知に努めます。
テーマは住民のみなさんの要望に、柔軟に対応するよう努めます。

住民

利用するには自治区で相談したらいいんだね。
町長と直接意見交換ができるよ。
町への苦情を言う場ではないよ。まちづくりのための意見交換をしよう。



問い合わせ先 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

(14) 自治区加入

地域コミュニティの基礎となるものが自治区です。安全で安心できる地域づくりのため、地域での見守りや助け合いなど共助の取り組みが今求められています。芦屋町には 30 の自治区があり、それぞれ特色あるコミュニティづくりの取り組みを行っています。

町・職員

職員は自治区に加入し、様々な自治区活動に積極的に参加します。区長会と協働で、自治区加入の呼びかけなどの加入促進に取り組みます。



住民

それぞれの自治区でいろんな行事があるよ。
ひとつでも多くの行事に参加しよう。
いざというときに助け合えるように、となり近所の人とふれあっていこう。
みんなで自治区の活動に参加して、自治区を盛り上げよう。

問い合わせ先 ▶ 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

(15) ボランティア活動センター

ボランティア活動を行うみなさんと、ボランティアを必要とするみなさんをつなぐ役割になっています。町民会館の2階にあり、ボランティアに関することの相談ができます。また、ボランティアになっていただける方々の育成にも努めています。

町・職員

ボランティアをする人も必要とする人も、お互いが気持ちよく活動できるように努めます。
だれもが利用しやすいボランティア活動センターを目指します。



住民

ボランティアに関する情報があるんだね。
だれでも気軽に利用できるんだね。
ボランティアに興味があるから行ってみよう。

問い合わせ先 ▶ 生涯学習課社会教育係 電話：223-3546(直通)
芦屋町ボランティア活動センター「リード」
電話：221-1011

(16) いろんな委員の選び方

町には附属機関とよばれるいろんな委員会があります。これらの委員会には、委員の任期や選出の方法がそれぞれ決められています。

町・職員

できるだけ多くの人に参画してもらえようような仕組みづくりに努めます。
公募できるものは、積極的に公募するよう取り組みます。

住民

いろんな人が委員をすることで、いろんな意見が町に届くようになるよね。
公募があるときは、広報やホームページなどにお知らせが出るよ。
自分の意見がまちづくりに活かされる貴重な機会だよ。機会があったら参加してみよう。



■各委員会を所管する課にて定めます。

(17) 自治区担当職員制度

町職員が自治区の活動に参加し、住民のみなさんと直接顔を合わせることで、よりよい関係を築き、協働のまちづくりを目指します。

自治区のみなさんと、元気のある自治区づくりを目指した計画づくりを行っていきます。

町・職員

全ての職員を自治区に割り当てます。
職員は自治区の活動に積極的に参加し、自治区のみなさんとの交流を深めていきます。

住民

職員と顔見知りになろう。
一緒に自治区の活動を盛り上げよう。
職員に苦情を言う場ではないよ。コミュニケーションを深める場や意見を言う場にしよう。



問い合わせ先 ▶ 環境住宅課地域振興・交通係 電話：223-3539(直通)

4 まとめ

Ashiya

この冊子は、「住民参画のまちづくり」を目指す過程の中で、「町と住民の情報共有」について、そのあり方や考え方、また、芦屋町で現在実施している情報提供や情報収集の具体的方法を取りまとめたものです。

芦屋町では、住民の皆さんに、まちづくりに対する関心を深めてもらうため、よりわかりやすく「まちづくりの方向性」や「実現」に向けた具体的な取り組みなど、必要な情報を必要な方が受け取ることができるよう、町の持つ情報を積極的に提供していきます。

また、住民の皆さんから幅広い意見を発信していただくことで、お互いの情報を共有し、信頼関係を構築していきます。

最後に、「住民参画まちづくり条例」の基本理念にもあるように、住民の皆さんと町の情報共有というのは、もっとも重要であり、協働のまちづくりの基本となるものです。今回は、芦屋町住民参画推進会議の皆さんのご意見をお聞きしながら、「情報共有」についてとりまとめましたが、さらなる「協働のまちづくり」を進めるための仕組みづくりには至っていません。今後は、「情報共有」を最初のステップとして、あらゆる方法を検討し、さらなる行動計画の策定に向けて取り組みを進めていきます。



MEMO メモ欄としてご自由にお使い下さい。





発行年月日 | 平成 27 年 11 月 (令和 6 年 4 月一部改訂)

発行 | 芦屋町

企画政策課 企画係

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

電話 : 093-223-3570